

感 対 第 3272 号

大 大 保 第 3077 号

令和 7 年 3 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部局長 様

大阪府健康医療部長

大 阪 市 健 康 局 長

大阪・関西万博開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について（協力依頼）

日ごろより、大阪府及び大阪市の感染症対策行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

大阪・関西万博（以下、「万博」という。）は、会期（令和 7 年 4 月 13 日から同年 10 月 13 日まで）及びその前後において国内外から多数の来阪者が予想され、感染症の発生リスクが増加することから、感染症サーベイランスの感度を高めた運用が重要となります。

万博の安心・安全な開催に備え、大阪府及び大阪市では、「大阪・関西万博感染症情報解析センター」^(※)を設置し、令和 6 年 9 月 6 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡「2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について」（以下、「国の事務連絡」という。）による感染症発生動向調査の取組強化に加え、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会とも連携しながら、万博会期中における感染症サーベイランス体制の強化を図ります。

万博に関連した感染症患者の情報収集は、万博に起因する感染拡大を防止するために極めて重要となりますので、感染症対策部局の皆様におかれましては、下記の対応について、御協力いただきますようお願いいたします。

（※）大阪府及び大阪市の地方衛生研究所（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所）内に設置。

記

1. 万博に関連した感染症患者を探知した場合の対応について

以下に該当する万博関係者又は万博来場者の事例を探知した場合には、自治体間で従来から行われている対応と同様、会場所在地を管轄する大阪市保健所に対し、貴自治体の判断に応じて会場に係る疫学調査依頼又は情報提供等をお願いします。

【想定する事例】

- ・ 潜伏期間・行動歴等から、万博会場での感染が否定できない事例
- ・ 感染性があると考えられる期間に万博会場に滞在したと考えられる事例

2. 国の事務連絡に基づく感染症サーベイランスシステムへの入力について

国の事務連絡「3. 感染症発生動向調査における対応」において、感染症患者の届出の徹底や万博関係者及び万博来場者に係る情報の報告について依頼がありました。万博関係者及び万博来場者に関して報告が必要な対象感染症は、感染症法に基づき直ちに報告が必要な疾患です。

これにより、万博に関連した感染症の発生や感染拡大の兆候を国においても早期に探知し、感染対策の強化に速やかにつなげることができます。万博会場が所在する自治体としても、万博に関連する届出情報の入力徹底について、改めて御協力をお願いいたします。

【担当】

- 大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課
防疫グループ
電話：06-6944-9157（ダイヤルイン）
- 大阪市健康局大阪市保健所感染症対策課
電話：06-6647-0656